

「静岡県治山必携（技術基準編）」の一部改正について

新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|----------------|--|----------------------|---|
| 16 その他 2 積算 | | 16 その他 2 積算 | |
| (新設) | | 委託業務の電子成果品作成費 | 測量業務と設計業務を合算して発注する場合、電子成果品作成費は、それぞれに計上する。（平成 29 年度 森林整備保全事業 設計・積算等説明会 資料 4「改正内容に対する質問事項への回答について」） |
| (新設) | | 流路工設計における現地踏査の計上 | 同一溪流に治山ダム工と流路工を設計する場合は、現地踏査は治山ダム工のみに計上する。（平成 30 年度第 2 回治山部会により決定） |
| (新設) | | 委託業務における旅費交通費の積算について | <p>旅費交通費は、「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」に基づき積算する。</p> <p>【現地作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量業務…測量標準歩掛の機械経费率等に含まれるため、別途計上しない。（要領 5 (3) ①) ・設計業務等…以下を標準として計上する。 ライトバン日数 1 日 1 日当たり運転時間 2 時間 (※市場単価の地質調査業務におけるライトバン日数は、システムで自動計上) <p>【打合せ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量業務…現地作業に合わせて実施の場合は、計上不要。 ・設計業務等…以下を標準として計上する。 ライトバン日数 打合せ回数と同数 1 日当たり運転時間 2 時間 |

(改正理由)

- ・委託業務における旅費交通費の積算について、「静岡県森林整備保全業務委託標準歩掛」において、旅費交通費に関する項目の改正があり、「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」により積算することとなったため、積算の考え方を定めた。
- ・運転時間の根拠は、要領 5 (2) ①「片道通勤所要時間 1 時間程度」による。
- ・標準によらない場合は、別途考慮する。

